

# 日本のひなた宮崎 国スポ門川町実行委員会

## 第3回総務競技専門委員会

つむ 紡ぐ感動 神話となれ 

日本のひなた宮崎国スポ

 第81回国民スポーツ大会 

日時:令和8年2月16日(月)14時から

場所:門川町役場2階 会議室2-2

# 目次

次 第	1
報告第1号 門川町開催競技会場等設計業務の途中経過について	別冊
第1号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町輸送・交通業務実施要項 (案)	3
第2号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町警備・消防防災業務実施要項 (案)	6
第3号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町情報通信基本計画 (案)	8
第4号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町保険加入要項 (案)	9
第5号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町識別用品整備要項 (案)	11
第6号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町リハーサル大会実施要項 (案)	13

# 一 次 第 一

## 1 開 会

## 2 事務局長あいさつ

## 3 報告事項

報告第1号 門川町開催競技会場等設計業務の途中経過について

## 4 議 事

第1号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町輸送・交通業務実施要項（案）について

第2号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町警備・消防防災業務実施要項（案）について

第3号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町情報通信基本計画（案）について

第4号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町保険加入要項（案）について

第5号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町識別用品整備要項（案）について

第6号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町リハーサル大会実施要項（案）について

## 5 その他

## 6 閉 会

# 審議事項

## 第1号議案

### 日本のひなた宮崎国スポ門川町輸送・交通業務実施要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ門川町輸送・交通基本計画」に基づき、本町で開催される「日本のひなた宮崎国スポ」における輸送交通業務の実施について必要な事項を定める。

#### 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ門川町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

#### 3 輸送・交通業務の一般的事項

##### （1）輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 視察員、報道関係者
- オ 一般観覧者
- カ その他町実行委員会が必要と認めた者

##### （2）輸送・交通業務の実施期間

輸送交通業務を実施する期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。  
ただし、特別な事情から必要と認められる場合は、この限りでない。

##### （3）輸送の範囲

- ア 輸送業務の範囲は、競技会場、練習会場、宿舍及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。
- イ 車両を借上げて行う計画輸送は、原則として近距離（概ね2km未満をいう。）は行わない。ただし、競技の特性や地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、この限りでない。

#### 4 輸送業務

##### （1）輸送力の確保

###### ア 借上バス等の確保

計画輸送のため、バス・タクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合は、必要な車両確保に努める。

###### イ 臨時バスの運行等

臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等が必要と認められる場合は、関係機関等に対し要請するとともに、必要な措置を講じる。

###### ウ 予備車両の確保緊急時に備えるため、大会期間中における若干の予備車両の確保に努め

る。

## (2) 会場地輸送

### ア 輸送計画の策定

競技会場、練習会場、宿泊施設間等の輸送について、各競技及び輸送対象者別の輸送計画を策定する。

### イ 集合地の指定

計画輸送を行う場合は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、指定集合地を設定する。

### ウ 輸送経路の設定

計画輸送を行う場合の経路は、参加人員、時間帯等を考慮して設定する。

### エ 誘導案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

### オ 同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、必要に応じて、関係市町会場地実行委員会と調整を行うものとする。

### カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、必要に応じて、シャトルバスの運行等を行う。

### キ 輸送係員の配置

競技会場、練習会場、集合地、シャトルバス発着所等の乗降所には、必要に応じて、輸送係員を配置する。

## (3) 全国輸送との連携

### ア 指定下車駅等の設置

全国から訪れる選手・監督、役員、視察員及びその他関係者（以下「大会関係者」という。）の下車駅等は、県実行委員会と協議のうえ、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上を設置する。

### イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、指定下車駅等と宿泊施設間の距離、公共交通機関状況等を勘案し、必要な場合については、計画バス輸送等による送迎を行う。

## 5 交通業務

### (1) 駐車場対策

#### ア 駐車場等の確保

道路交通事情及び大会関係者や一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場等の周辺に、必要に応じて、大会関係者用の指定駐車場及び一般観覧者用の臨時駐車場等を確保する。

#### イ 駐車場整理員の配置

駐車場等には整理員を配置し、安全を確保するとともに円滑な車両誘導等を実施する。

#### ウ 駐車許可証の交付

大会関係者が利用する指定駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(2) 交通安全対策

競技会場及び練習会場等の周辺における安全かつ円滑な輸送を行うため、案内誘導看板等を設置するとともに、ホームページ等の広報媒体の活用により、混雑緩和等呼びかける。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

## 第2号議案

### 日本のひなた宮崎国スポ門川町警備・消防防災業務実施要項（案）

#### 1 趣旨

「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における警備及び消防防災業務に関して必要な事項を定める。

#### 2 実施方針

日本のひなた宮崎国スポ門川町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び団体等の協力を得て、警備及び消防防災業務を実施し、大会の円滑な運営を図るものとする。

#### 3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場、沿道（以下「競技会場等」という。）その他必要とされる場所とする。

#### 4 大会開催前の業務

##### （1）消防防災業務

- ア 消防防災体制（救急・救助を含む）の確立
- イ 実地踏査の実施（消防用設備、避難経路等の点検及び防火安全対策の推進）
- ウ 防火防災意識の啓発
- エ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- オ その他必要な消防防災業務

##### （2）警備業務

- ア 警備体制の確立
- イ 実地踏査の実施
- ウ 施設・構造物の安全対策の推進
- エ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- オ その他必要な警備業務

#### 5 大会開催期間中の業務

##### （1）消防防災業務

###### ア 体制

競技会場内に消防防災業務に従事する係員を配置する。

###### イ 業務内容

- ① 火災の警戒及び初期消火活動
- ② 救急・救助
- ③ 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ④ 火災その他災害情報の収集、伝達

⑤ その他必要な消防防災業務

(2) 警備業務

ア 体制

競技会場内に警備業務に従事する係員を配置する。

イ 業務内容

- ① 競技会場等の必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 入退場者の管理
- ④ 競技会場等及びその周辺における犯罪の予防
- ⑤ 雑踏事故等防止の対応
- ⑥ その他必要な警備業務

6 大規模災害・突発重大事案に係る対応

大規模災害・突発重大事案が発生又は発生のおそれがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら、迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事態の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

7 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、宮崎県と連携を図り、当該配宿先を所管する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

8 行幸啓・お成りの消防防災・警備業務

行幸啓・お成りに係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ、別に定める。

9 その他

(1) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

## 日本のひなた宮崎国スポ門川町情報通信基本計画（案）

### 1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）において、本町で実施する情報通信業務については、「日本のひなた宮崎国スポ門川町競技運営基本計画」に基づき、宮崎県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、宮崎国スポ運営に万全を期すものである。

### 2 内容

#### （1）情報通信設備の整備

宮崎国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

#### （2）情報通信体制の整備

##### ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制を整備する。

##### イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

#### （3）大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

### 3 その他

（1）この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）本町で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

## 日本のひなた宮崎国スポ門川町保険加入要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ」の開催準備業務（撤収業務を含む。）及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定める。

### 2 契約

保険は、日本のひなた宮崎国スポ門川町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）を通じて契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ア 施設賠償事故

実行委員会が所有又は管理運営する競技会場、練習会場、案内所、看板、仮設物等の施設や設備で、運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等（救護席を含む。）での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ウ 生産物賠償事故

開催期間中等に実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### エ 受託物賠償事故

開催期間中等に実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

#### (2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会関係者が開催期間中等に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命、身体に生

じた事故をいう。

#### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

##### (1) 損害賠償責任事故

- ア 故意又は重過失による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

##### (2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

#### 5 事故報告

- (1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

#### 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、この要項を準用する。

様式第1号

事故報告書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ  
門川町実行委員会 会長 様

報告者 所属： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

事故発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住所
	氏名 (年齢： 歳 男・女)
	電話
医療機関	住所
	名称 (電話 )
	担当医師
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

## 日本のひなた宮崎国スポ門川町識別用品整備要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、本町で開催される「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)において、本町で開催する競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード
- (2) 服飾品
- (3) その他運営に必要な識別用品

### 3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、簡素化および効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他日本のひなた宮崎国スポ門川町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

### 4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

### 5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

### 6 識別用品整備委託

競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。その場合、競

技団体への委託料の単価については、実行委員会が同様の服飾品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 競技共催市町実行委員会との協議による整備

他市町実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市町実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ門川町リハーサル大会実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）の開催に備え、宮崎県の「第81回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「日本のひなた宮崎国スポ門川町競技運営基本計画」に基づき、競技会運営能力の向上と町民の気運醸成を図るため、県、競技団体および関係機関等（以下「県等」という。）と協力して競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）を開催する。

2 大会の運営

大会の運営は、原則として国スポに準じて実施するものとし、県等と協力し、効率化を図り創意工夫を凝らした大会運営に努める。

3 内容

(1) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

競技運営の主管である県競技団体と緊密な連携のもと、合理的かつ効率的に行う。

(3) 競技役員等の編成

競技役員等の編成は、可能な限り国スポに準じて行う。ただし、大会の規模や競技団体の実情等に応じた編成とする。

(4) 施設

大会で使用する競技会場および練習会場は、原則として国スポで使用する会場を充てることとし、国スポ開催を見据え、大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

(5) 競技用具の整備

大会に必要な競技用具は、できる限り現有するものを活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。ただし、新たに購入するときは、国スポでの使用を考慮し、必要最低限とする。

(6) 記録

競技記録の収集および速報については、競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確に処理するよう努める。

(7) 式典

開・閉会式および表彰式は、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(8) 観光・おもてなし

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。また、必要に応じて競技会場に売店等を設置する。

(9) 広報

大会の開催に対する町民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

(10) 町民協働

多くの町民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

(11) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、医療救護体制を整えとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

(12) 輸送交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性および競技会場への公共交通機関の状況等に応じ、必要と認められるときは、計画輸送を行う。

(13) 消防防災・警備

大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災およびその他の災害・事故等を未然に防止することに努める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町実行委員会の各基本計画に準じて実施する。